

# 伊 勢 市 公 報

第 29 号  
平成 19 年 1 月 22 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	2
○ 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について	3
○ 道路の供用開始について	4
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 検察審査員候補者選定関係	
・ 検察審査員候補者名簿に登録した者について	5
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	10
<b>公 告</b>	
○ 伊勢都市計画の変更に係る都市計画の案の縦覧について	11
○ 犬の抑留について	12
<b>正 誤</b>	13

## 伊勢市告示第 1 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 19 年 1 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	18-3			
警告書はり付け日	平成 18 年 6 月 1 日			
放 置 場 所	伊勢市八日市場町 13 番 35 号 伊勢市立伊勢図書館			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	日産	塗 色	黒色
	車 名	不明	自動車登録番号	三重 300 ふ 3265
	型式・種別	E - HY33・普通	車 台 番 号	HY33-240344

### 2 申出先 伊勢市教育委員会文化振興課

(電話 0596-21-5648)

## 伊勢市告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市離宮の湯の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 19 年 1 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市離宮の湯
位置	伊勢市小俣町元町 536 番地
団体名	イオンデイトライト株式会社中部支社三重営業所
団体所在地	四日市市浜田町 6 番 11 号
代表者	所長 高橋 利雄

### 2 指定の期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第3号

### 道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成19年1月15日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	高向24号線	御菌町高向字置土859番地先から 御菌町高向字置土859番地先まで	旧	4.0～6.0	29.0
			新	6.5～8.5	29.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から2週間

伊勢市選管告示第1号

平成19年度検察審査員候補者名簿に登録した者は、下記のとおりです。

平成19年1月12日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

1 伊勢市検察審査員候補者

第1群	51人
第2群	51人
第3群	51人
第4群	51人
計	204人

2 候補者氏名

別紙のとおり

第1群 51人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	村田 智恵	23	花井 淳	45	小川 あゆ美
2	鳶藤 美津子	24	酒徳 勤	46	豊田 浩美
3	長野 武	25	山口 由美子	47	櫻井 修自
4	早川 馨	26	土谷 文博	48	中村 佳代
5	野中 ゆかり	27	大西 尚美	49	海瀬 道子
6	鳥羽 俊行	28	谷口 洋子	50	柑子木 麻衣
7	小澤 高三	29	大仲 孝子	51	田中 泰子
8	田本 英二	30	楠 亜友美		
9	東山 順子	31	松井 義樹		
10	寺田 厚	32	中村 順一		
11	中田 喜宜	33	奥野 博司		
12	矢野 理恵	34	中山 文子		
13	安藝 恵	35	小川 美智子		
14	加藤 弘子	36	井阪 静子		
15	川原 秀仁	37	名張 司		
16	菅生 勝陸	38	河村 麻衣子		
17	南野 照枝	39	古布 俊郎		
18	森島 修司	40	田口 吉一		
19	安田 徳子	41	川邊 直也		
20	中北 剛史	42	富田 光照		
21	須田 貴	43	泉 晃洋		
22	内田 ひろみ	44	林 信宏		

第2群 51人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	熊野 明美	23	山本 功	45	杉本 勝美
2	長沢 正之	24	神田 隆子	46	川端 明
3	瀬野 幸彦	25	竹口 景子	47	森田 和司
4	松本 恭子	26	中谷 嘉代子	48	竹内 雅美
5	野村 憲司	27	田畑 有妃子	49	丸井 信宏
6	木村 典生	28	宮間 マキ	50	世古口 恵利子
7	大西 誠	29	中山 義彦	51	河瀬 司
8	西本 民枝	30	谷 フミ子		
9	永田 涉馬	31	鳥居塚 悦子		
10	小俣 博子	32	佐々木 泉		
11	松岡 裕	33	古川 房子		
12	川井 恵吉	34	奥野 忠夫		
13	庄治 洋	35	楠本 睦男		
14	木下 瑛	36	宮本 厚		
15	平井 宏	37	中津 知義		
16	林 克	38	坂本 都		
17	澁武 洋	39	世古口 明美		
18	出口 恵美子	40	西條 二三		
19	大辻 裕樹	41	阪本 英雄		
20	林 厚志	42	北村 寛奈		
21	福井 忠昌	43	山村 静夫		
22	中村 淑美	44	山本 清子		

第3群 51人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	倉田 康一	23	酒徳 亜貴	45	山本 恵子
2	中山 さよ子	24	藤本 祐希	46	松月 弘幸
3	世古 真知子	25	林 孝久	47	森本 増子
4	平井 優子	26	直江 勇	48	辻村 正
5	安川 剛顕	27	横井 耕三	49	小林 裕
6	中野 秀	28	坂本 佳子	50	仲村 弘子
7	西村 晃美	29	谷口 幸美	51	山本 まゆみ
8	中井 一雄	30	大久保 敏子		
9	片岡 紀幸	31	佐波 やゑ子		
10	足立 聡子	32	藤倉 雅秀		
11	藤田 文代	33	堤 ゆみ子		
12	奥田 教子	34	山口 あずさ		
13	竹内 勝	35	廣 昌代		
14	島田 征司	36	角谷 節子		
15	池田 和枝	37	増井 一雄		
16	上村 高生	38	深世古 善弘		
17	池田 亜郷	39	森田 直之		
18	品野 礼樹	40	嶋田 弘子		
19	濱口 あゆ美	41	倉田 一道		
20	山川 清	42	矢形 久子		
21	長澤 正文	43	佐藤 恵子		
22	山本 智弘	44	濱口 佳代		



第4群 51人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	上村 賀子	23	藪田 和子	45	四ツ谷 隆
2	小林 史郎	24	若宮 守	46	奥野 笑里
3	岩本 茂	25	下村 佐奈美	47	水井 めぐみ
4	西村 善明	26	楠 朝子	48	安田 昭
5	野村 ひろみ	27	藤原 勝	49	出口 恵
6	中島 純代	28	辻 千恵子	50	柴原 由依
7	石川 嘉代	29	上谷 勝児	51	青木 公彦
8	伊勢谷 昌良	30	濱口 美代		
9	亀井 教子	31	堀井 るみ子		
10	中田 恵美子	32	堤 章		
11	大海 亘	33	生駒 雄紀		
12	澤村 直希	34	木戸 八代		
13	仲西 保	35	西城 小百合		
14	福村 喜美子	36	西村 美希		
15	永野 好子	37	坂谷 洋子		
16	梅田 忠	38	藤本 繁久		
17	濱田 公榮	39	藪木 良人		
18	生川 司	40	永井 洋子		
19	藤本 志づ	41	山川 一彦		
20	廣村 真知	42	村田 浩一		
21	中川 喜代子	43	桐 美恵		
22	廣 祺子	44	里見 美保		

## 伊勢市上下水道事業告示第 1 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 1 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
298	朝日建設	伊勢市馬瀬町 795 番地 1	平成 18 年 12 月 28 日

## 伊勢市公告第 1 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 19 年 1 月 4 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 都市計画の種類

伊勢都市計画公園

2・2・28 号宮後公園

伊勢都市計画用途地域

伊勢都市計画ごみ焼却場

2 号二見町ごみ焼却場

### 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

### 3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

### 4 縦覧期間

自 平成 19 年 1 月 5 日（金）

至 平成 19 年 1 月 19 日（金）

### 5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

## 伊勢市公告第 2 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 1 月 4 日

伊勢市長 森 下 隆 生

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市宮川大橋	雑種	黒	不明	中	不明	

2 抑留した日 平成 18 年 12 月 31 日

3 抑留期限 平成 19 年 1 月 8 日

#### 4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

正                      誤

平成 18 年 7 月 5 日付け伊勢市公報第 16 号の学校水泳プール管理・運営規則(平成 18 年伊勢市教育委員会規則第 5 号)第 12 条中

頁	行	誤	正
108	8 ~	(専用使用) 第 12 条 団体が専用使用するときは、使用日前 30 日から使用日前 10 日までの期間に専用使用許可申請書(様式第 1 号)を教育委員会に提出し許可を受けなければならない。専用使用に当たり減免を受けようとするときは、専用使用許可申請書に減免申請書(様式第 2 号)を添えて、教育委員会に提出するものとする。  2 教育委員会は、前項の規定による専用使用許可申請書の提出があったときは、必要な条件を付し専用使用許可書(様式第 1 号)を交付する。  又減免申請書の提出があった場合も同様とする。	(専用使用) 第 12 条 団体が専用使用するときは、使用日前 30 日から使用日前 10 日までの期間に専用使用許可申請書(様式第 1 号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、専用使用に当たり使用料の減免を受けようとするときは、専用使用許可申請書に減免申請書(様式第 2 号)を添えて、教育委員会に提出しなければならない。  2 教育委員会は、前項の規定による専用使用許可申請書の提出があったときは、必要な条件を付して、専用使用許可書(様式第 1 号)を交付する。

平成 18 年 10 月 5 日付け伊勢市公報第 22 号の伊勢市徴収事務員に関する規則を廃止する規則(平成 18 年伊勢市規則第 51 号)附則第 2 項(伊勢市事務分掌規則の一部改正)中

頁	行	誤	正
37	12	国民健康保険料の項	国民健康保険料係の項
	13	介護保険料の項	介護保険料係の項